

仕 様 書

より快適な学習環境の整備に向け、校舎内の清掃を実施するものとし、以下の仕様により行うものとする。

記

委 託 名 小高小中学校清掃業務委託
委託期間 令和8年4月1日 から 令和9年3月31日 まで
業務内容 小高小中学校校舎内について、下記により清掃を行う。

1 小高小学校清掃業務内容

(1) 特別教室等の清掃 (計24回：月に2回実施)

①清掃箇所：8教室

※1階多目的ホール、3階多目的ホール、音楽教室、特別活動教室、家庭科室、理科室、パソコンルーム、図工室

②実施方法：カーペット部分については、真空掃除機で吸塵する。

その他の床面については、ほうき等を利用した除塵（はき掃除）を行う。
作業台、テーブル、備付の棚や手すり等については、常に清水を用い固く絞ったタオルで水拭き掃除を行う。

理科室、家庭科室、図工室の流し台については、洗剤・スポンジ等を使用した清掃を行う。

(2) トイレ清掃 (計24回：月に2回実施)

①清掃箇所：6箇所

※北校舎3階東・西、北校舎2階西側、南校舎3階、体育館、校庭外トイレ

②実施方法：便器については、洗剤・スポンジ等を使用した清掃を行う。

手洗い場については、洗剤・スポンジ等を使用した清掃を行う。

床面については、モップ等を利用した水拭きを行う。

壁面については、洗剤拭きした後水拭きし、乾拭きにて仕上げる。

(3) 体育館2階窓清掃 (※1回実施) 【窓ガラス総面積：283.3㎡】

①清掃箇所：ギャラリー (内外両面)

トイレ (外側)、階段 (外側)、ミーティングルーム (外側)

②実施方法：ガラス面に水また中性洗剤を希釈したものを塗布し、汚れを落とし、窓用スクイジーで汚水を除去する。ガラス面隅の汚水をタオルで拭く。ガラス回りのサッシをタオルで拭く。

高所となる場合は、高所作業車等で実施する。

※高所作業車等による清掃を行うことができない体育館ギャラリー西側外面上部を除く

- (4) 体育館床清掃 (※2回実施) 【清掃面積：603㎡】
- ①清掃箇所：アリーナを除く 体育館床面
 - ②実施方法：箒による床面の清掃の後、モップによる清掃を行う。
- (5) 特別教室窓清掃 (外側) (※1回実施) 【窓ガラス総面積：233㎡】
- ①清掃箇所：理科室、家庭科室、音楽室、特別活動教室、図工室、チャレンジルーム
 - ②実施方法：ガラス面に水または中性洗剤を希釈したものを塗布し、汚れを落とし、窓用スクイジーで汚水を除去する。ガラス面隅の汚水をタオルで拭く。ガラス回りのサッシをタオルで拭く。

2 小高中学校清掃業務内容

- (1) 特別教室等の清掃 (計12回：月に1回実施)
- ①清掃箇所：11教室
 - ※技術室、柔道室、美術室、調理室、被服室、第2音楽室、第1理科室、コンピュータ室、多目的ホール、会議室、図書室
 - ②実施方法：カーペット部分については、真空掃除機で吸塵する。
その他の床面については、ほうき等を利用した除塵 (はき掃除) を行う。
作業台、テーブル、備付の棚や手すり等については、常に清水を用い固く絞ったタオルで水拭き掃除を行う。
理科室、調理室、美術室の流し台については、洗剤・スポンジ等を使用した清掃を行う。
- (2) 北側窓清掃 (外側) (※1回実施) 【窓ガラス総面積：631㎡】
- ①清掃箇所：別紙窓清掃箇所のとおり
 - ②実施方法：ガラス面に水または中性洗剤を希釈したものを塗布し、汚れを落とし、窓用スクイジーで汚水を除去する。ガラス面隅の汚水をタオルで拭く。ガラス回りのサッシをタオルで拭く。
高所となる場合は、高所作業車等で実施する。
- (3) 普通教室等窓清掃 (外側) (※1回実施) 【窓ガラス総面積：152㎡】
- ①清掃箇所：普通教室5室、校長室、職員室、事務室
 - ②実施方法：ガラス面に水または中性洗剤を希釈したものを塗布し、汚れを落とし、窓用スクイジーで汚水を除去する。ガラス面隅の汚水をタオルで拭く。ガラス回りのサッシをタオルで拭く。
- (4) トイレ清掃 (※2回実施)
- ①清掃箇所：13箇所
 - ②実施方法：便器については、洗剤・スポンジ等を使用した清掃を行う。
手洗い場については、洗剤・スポンジ等を使用した清掃を行う。
床面については、モップ等を利用した水拭きを行う。
壁面については、洗剤拭きした後水拭きし、乾拭きにて仕上げる。

3 注意事項

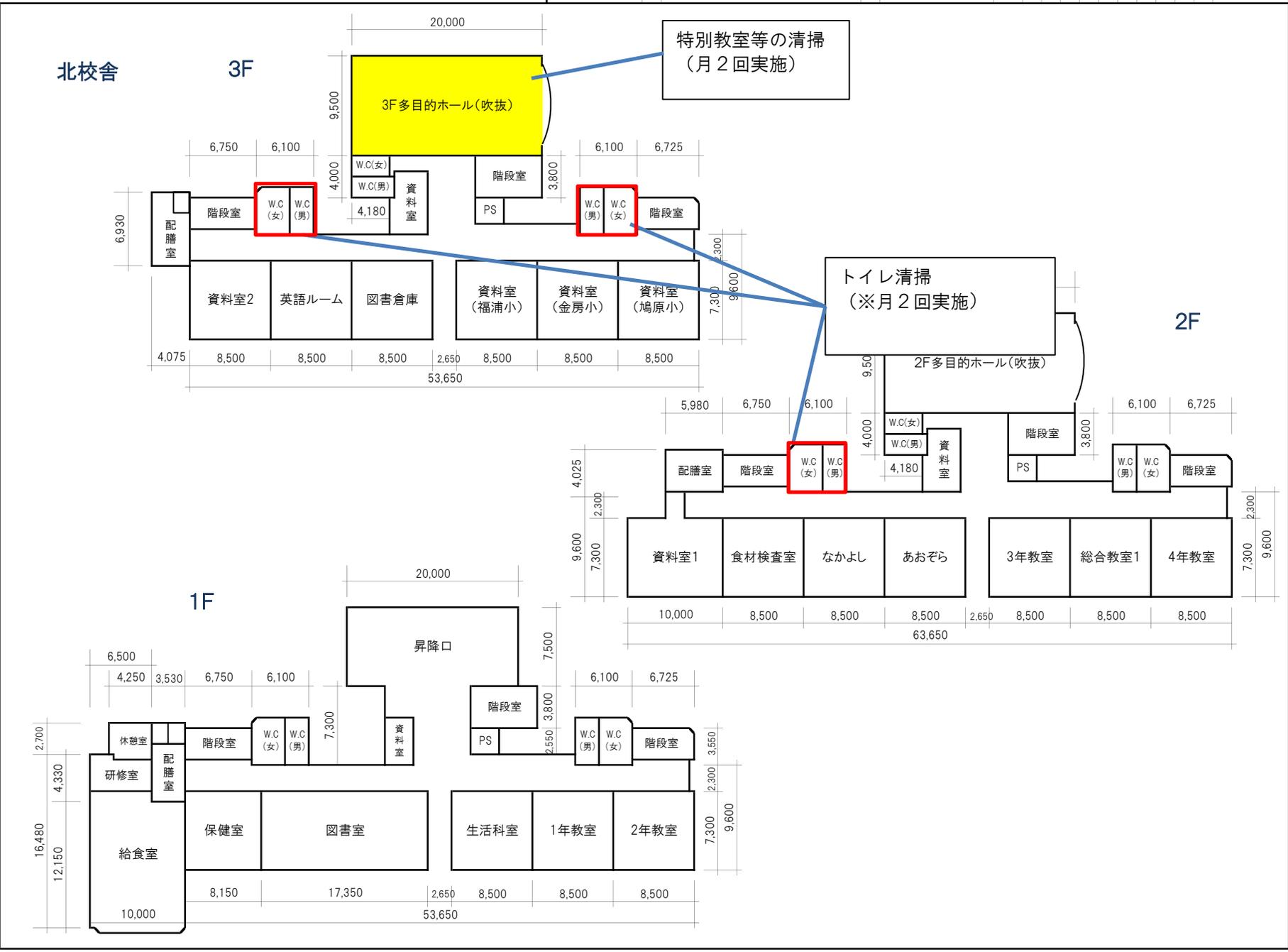
- (1) 各施設管理者と協議のうえ、学校運営の支障とならないよう委託期間内に作業日を設定し、速やかに委託者に報告する。
- (2) 作業は効率的に行い、粗漏のないようにする。
- (3) 作業員のうちから1名を作業監督員とし、作業中における事故防止及び建物備品等の損傷防止に努めるものとする。なお、万一損傷した場合は、速やかに施設管理者及び委託者へ報告するものとし、現状復旧に係る費用は一切受託者の負担とする。
- (4) 作業のため施設備品等を移動する場合、作業終了後は元の位置に復する。
- (5) 作業に使用する機械器具等は受託者の負担とし、使用するために必要な電力、水道は委託者が負担する。

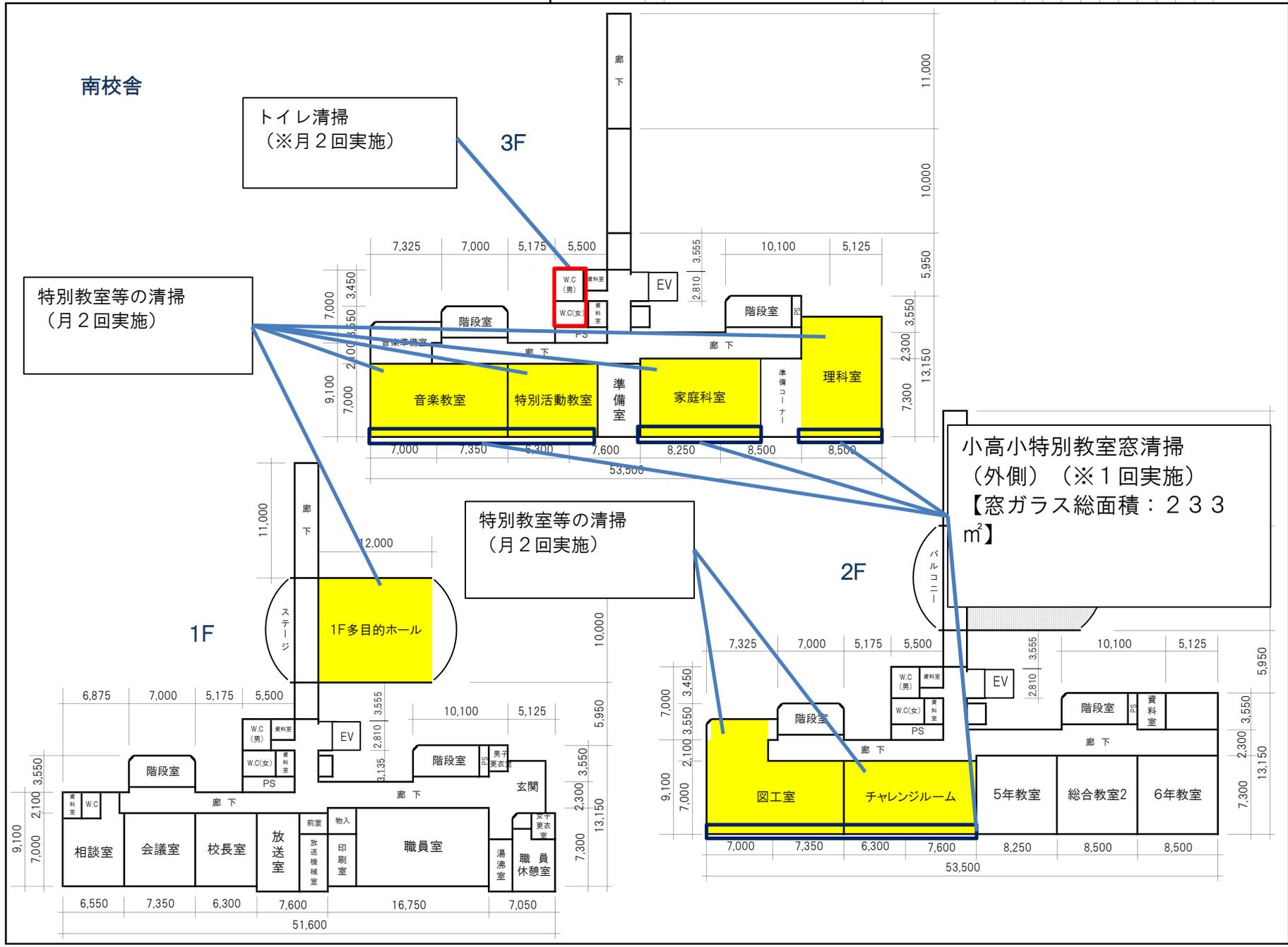
4 業務工程表及び完了報告書等

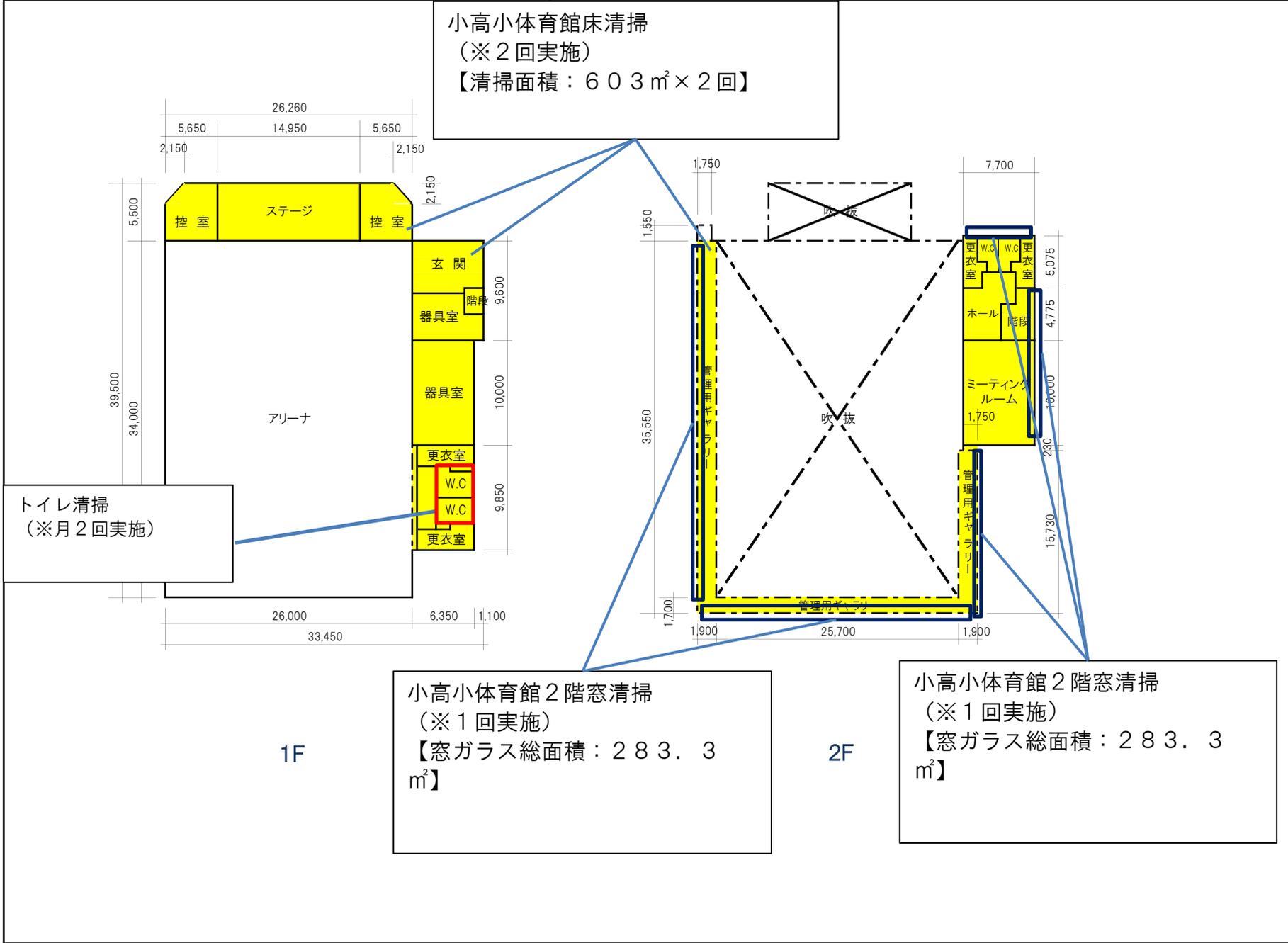
- (1) 受託者は、作業を開始する前に業務委託着手届と業務工程表を委託者へ提出するものとする。
- (2) 受託者は作業終了後、業務委託完了届及び成果品を速やかに委託者へ提出すること。
なお成果品には、業務完了報告書に各施設管理者から清掃確認の署名捺印を受けたもの、清掃前、清掃中、清掃後のわかる写真をまとめたものを1冊のファイルにまとめたものとする。

5 環境への配慮

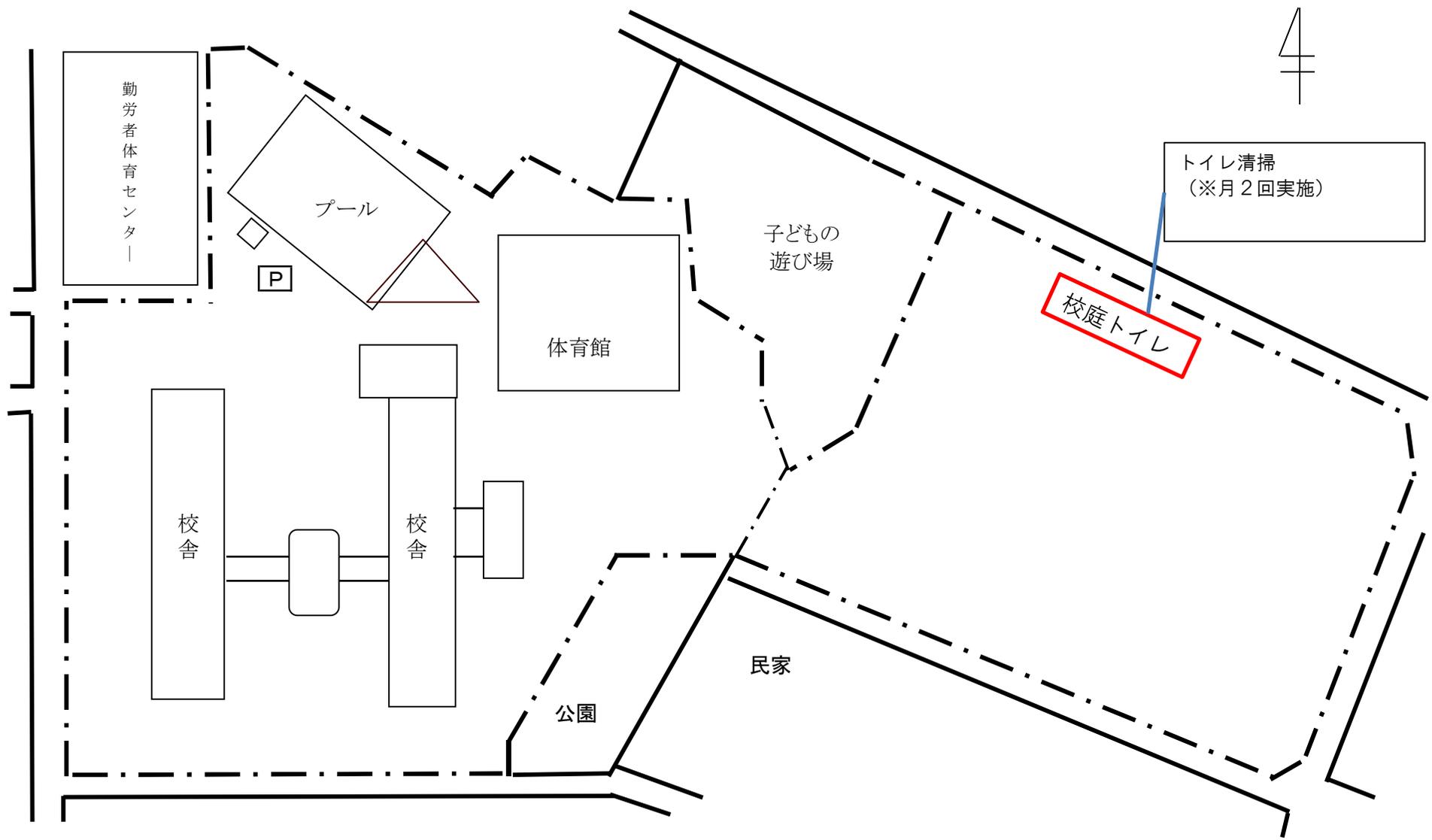
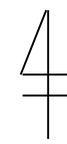
南相馬市の環境マネジメント活動について理解し、協力し、南相馬市環境配慮指針集に基づき、環境に配慮した活動を行うものとする。







小高小



勤労者体育センター

プール

P

体育館

子どもの遊び場

校舎

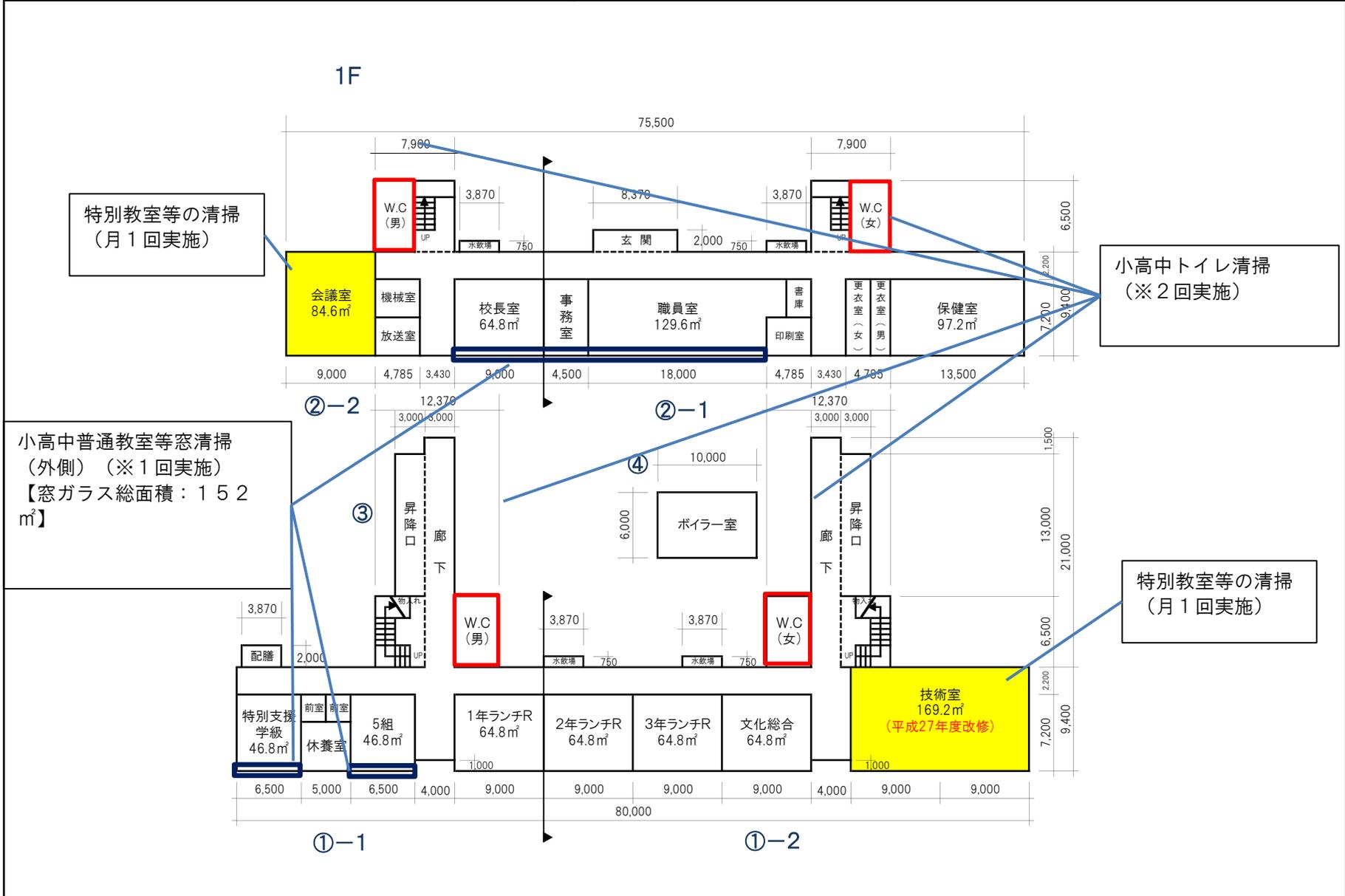
校舎

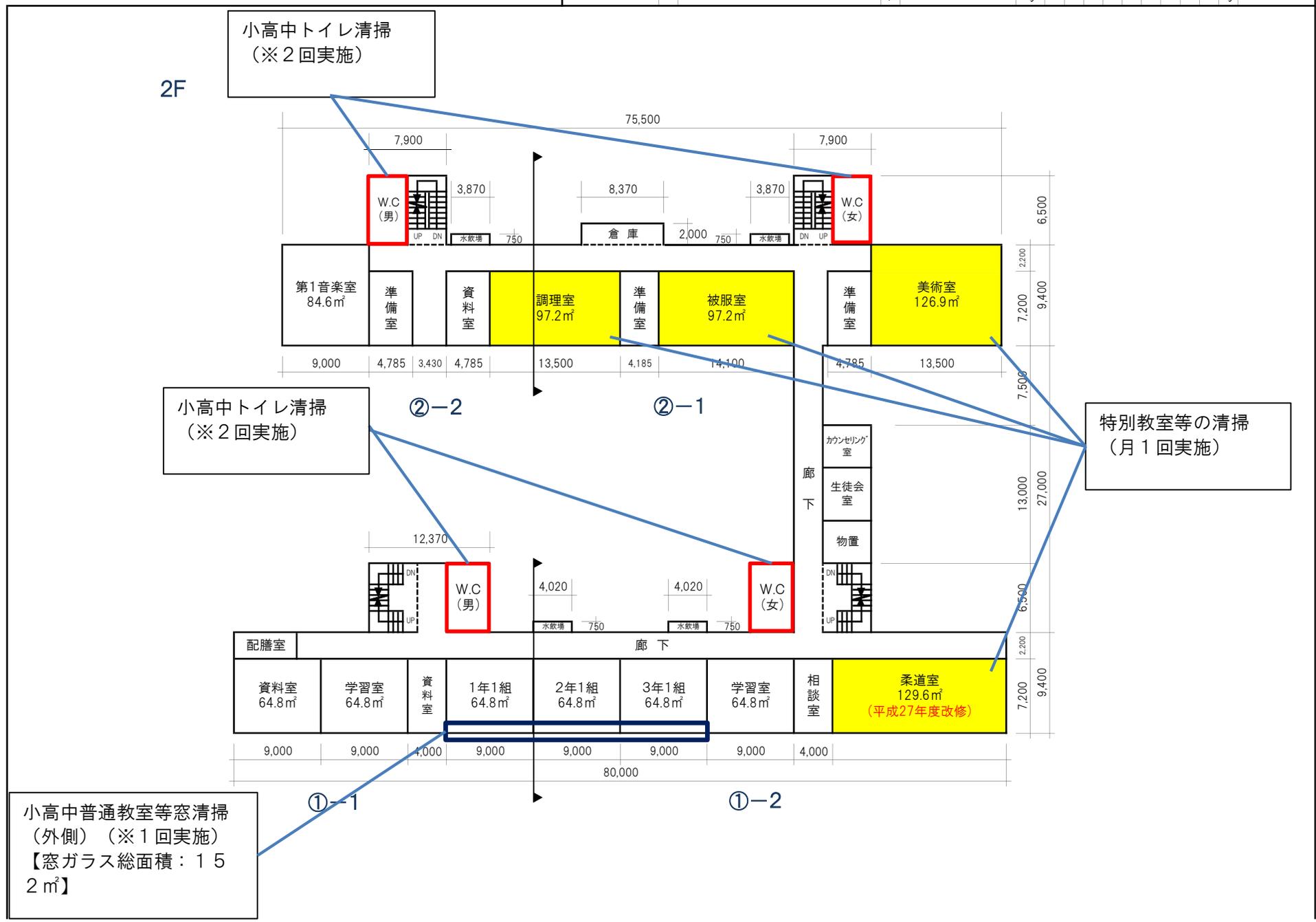
校庭トイレ

トイレ清掃
(※月2回実施)

民家

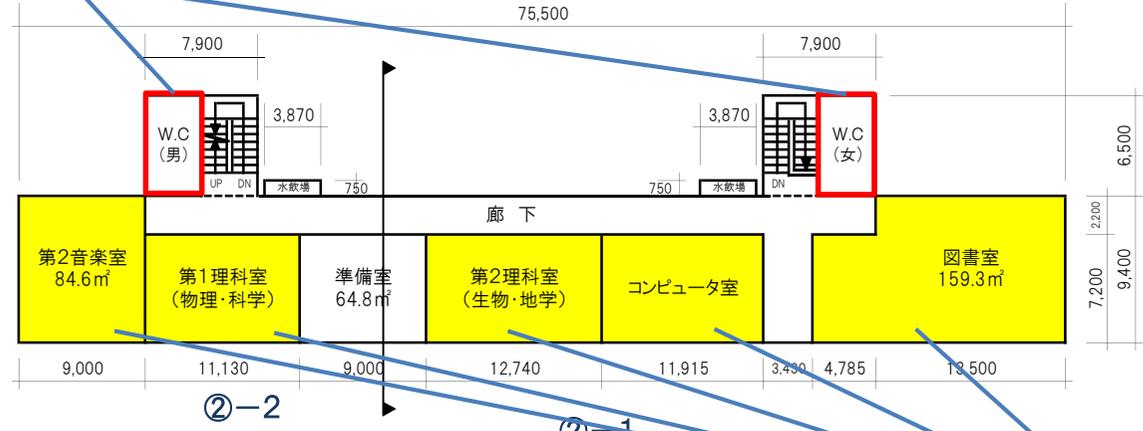
公園



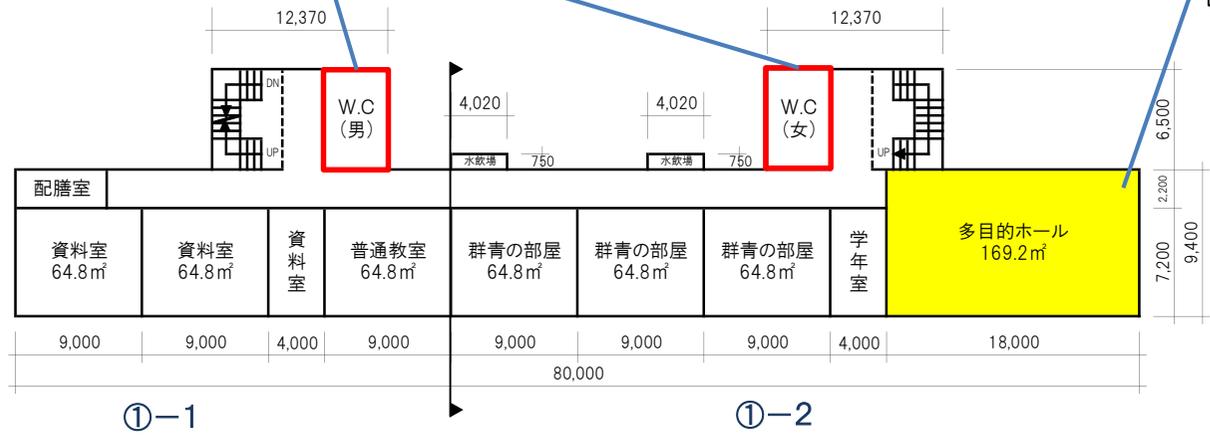


3F

小高中トイレ清掃
(※2回実施)

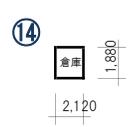
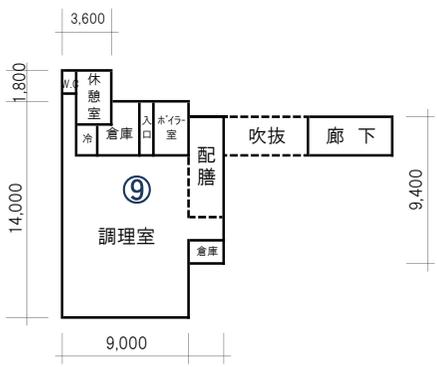
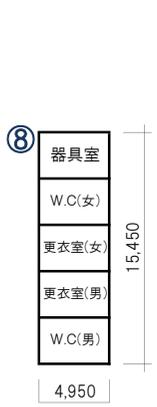
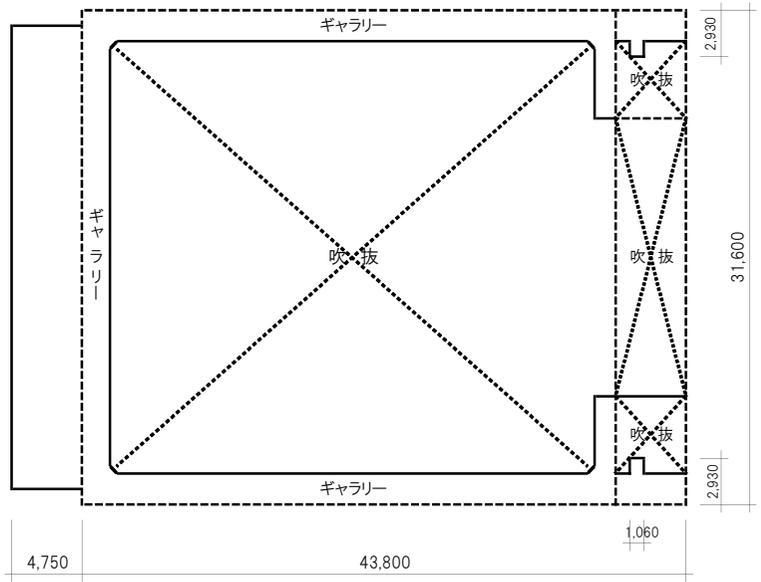
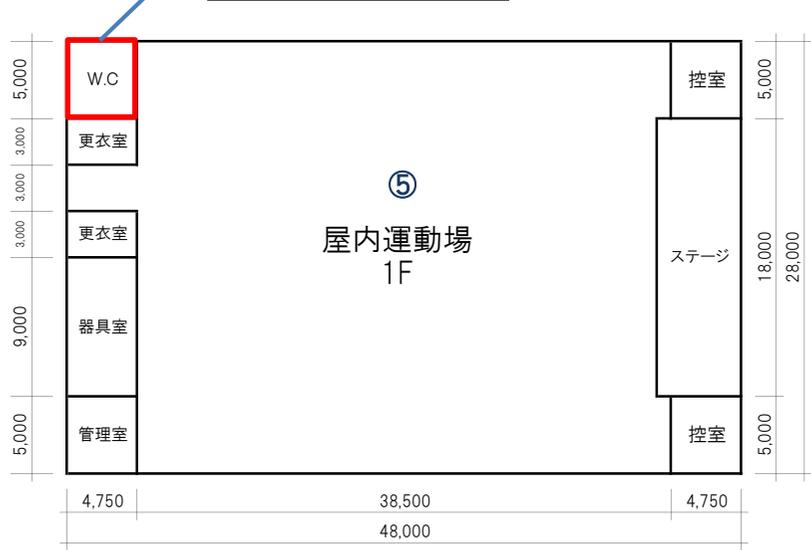


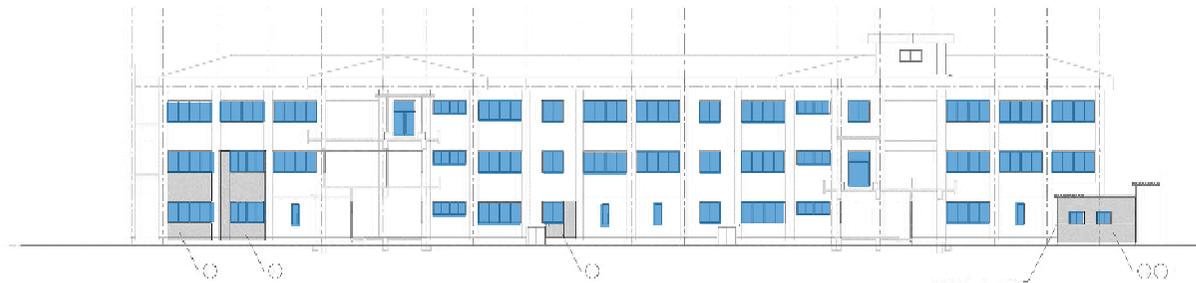
小高中トイレ清掃
(※2回実施)



特別教室等の清掃
(月1回実施)

小高中学トイレ清掃
(※2回実施)





南校舎 北側立面図

窓ガラス清掃箇所	
○	101
○	102
○	103
○	104
○	105
○	106
○	107
○	108
○	109
○	110
○	111
○	112
○	113
○	114
○	115
○	116
○	117
○	118
○	119
○	120
○	121
○	122
○	123
○	124
○	125
○	126
○	127
○	128
○	129
○	130
○	131
○	132
○	133
○	134
○	135
○	136
○	137
○	138
○	139
○	140
○	141
○	142
○	143
○	144
○	145
○	146
○	147
○	148
○	149
○	150
○	151
○	152
○	153
○	154
○	155
○	156
○	157
○	158
○	159
○	160
○	161
○	162
○	163
○	164
○	165
○	166
○	167
○	168
○	169
○	170
○	171
○	172
○	173
○	174
○	175
○	176
○	177
○	178
○	179
○	180
○	181
○	182
○	183
○	184
○	185
○	186
○	187
○	188
○	189
○	190
○	191
○	192
○	193
○	194
○	195
○	196
○	197
○	198
○	199
○	200

※清掃箇所は図面と一致するものとします。

 : 窓ガラス清掃